1 相談及び情報の提供等(基本法第11条関係)

資料4-5

(18) 交通事故相談活動の推進

計画本文

国土交通省において、交通事故相談活動に携わる地方公共団体の交通事故相談員に対し、各種研修や実務必携の発刊を通じた能力向上を図るなど、交通事故被害者等の救済のため、地方公共団体の交通事故相談所の活動を推進する。(188)

○ 交通事故相談活動について

国土交通省において、全国どこにおいても質の高い交通事故相談を受けられる体制の整備を通じた、交通事故 被害者の救済及び福祉の向上を目的として、交通事故相談活動を推進。

<u>交通事故相談所は、全国の都道府県・政令指定都市等に設置・運営されており、令和2年度末時点で、</u> 全国に147ヵ所、交通事故相談員204名を配置。

- 〇 交通事故相談員総合支援事業
 - ・実務必携発刊事業(「交通事故相談ハンドブック」の発行) 交通事故相談員として最低限習得すべき実務的な内容を体系的に掲載。 令和2年度においては、「交通事故相談ハンドブック演習編」を刊行し、交通事故相談所へ配布。 また、令和3年度においては、「交通事故相談ハンドブックQ&A編」を刊行予定。
 - •相談員研修事業

地方ブロック別事例研究会(演習形式の事例研究等)、初任相談員向けの中央研修会の実施。 <u>令和3年度においては、都道府県・政令指定都市等における交通事故相談員の初任者研修や動画配信による</u> 相談事例、講義の研修を実施(年3回)。

進捗状況